

たのである。そしてそれは、自分自身の願ひではなく、そのまま十市の皇女への願ひであつたことは、古代信仰の面と共に、この歌の背景である當時の緊迫した事情を知ることによつて、おのづから知ることが出来よう。

橘 諸 兄 論 (一)

井 上 豊

万葉集の撰者としては、古来橘諸兄と大伴家持とがとくに問題とされ、最近では家持を有力視する傾向が圧倒的となつた。しかしこれについてはなお考へべき点が多い。自分は少くも次の三つの理由から家持説には疑問を感じる。

第一に家持が自ら撰者として責任ある地位にあつたとすれば、家持自身の歌を優遇し過ぎている。通説では集中に家持の歌が多いからという理由で、家持説を支持する傾向が強いが、これは時代を隔てた後世からの誤解で、実際問題としては、家持自身が撰者として関係したとしたら、もつと遠慮があつて然るべきである。ことに巻一・巻二あたりは勅撰集に擬せられるような性質をもつている。さうした歌を先頭におき、最後の四巻をば、ほとんど家持の歌で当てゝいる。万葉集

全体が私撰的な性質のものとしても、こうした傍若無人が許されようとは思えないし、家持の性格としてもそんなことをしそうには思えない。家持の歌が中心を占め、他の歌がつけたりのように入つてゐるならば別であるが、万葉集はそうした性質のものではない。

第二に、家持が直接撰にたずさわつたとしたら、巻十七以下が不整備すぎる。万葉集は全体としても、後世の勅撰集あたり比比と比べると、不整頓になつてゐるが、とくに巻十七以下は家持個人の歌日記といつた形になつていて、巻十六までとは体裁が全く異なるのである。家持自ら撰に関係したとすれば、よほど特殊な事情を考えなくてはならない。

第三には、これは第二と関係する問題であるが、万葉集の歌は年月の明記された限りでは天平宝字三年一月一日の家持の歌を最後としているが、家持が撰に与つたとすれば、それ以後の歌はどうなつたのであろうか、急に作歌活動が中断する筈もなく、その後もかなり長命を保つてゐるのだから、万葉集の撰ばれたのが天平勝宝三年一月一日以後とすれば、その後の家持の歌が見られそなものである。ただしこの第三の理由は万葉集の撰ばれた時期とからみあうので、條件付きで考へなくてはならない。

これらの点から家持を直接の撰者とみる見解には疑問を覚える。むしろ今日はほとんど無視されたようにみえる橘諸兄に注意したい。家持が疑わしいから諸兄を挙げると云うのではなく、のちにのべるように積極的な根拠も考えられるので

ある。諸兄については撰者の問題を離れても考うべき点が多いのであるが、一般の研究は歌人として名声のある人物に集中して、こうした方面が盲点になつてゐるようなので、とくとり上げてみた。

二

諸兄を万葉集の撰者にするについては、榮華物語りの「月の宴」に、「むかし高野の女帝の御代天平勝宝五年には、左大臣橋卿諸兄諸卿大夫等集りて万葉集を撰び給ふ」とある記事が根本資料とされている。(松村博司氏の紹介によると、榮華物語の古本にはこの箇所が欠けてゐることであるが、何らかの資料によつて採りいれたものなるべく、無根拠の説とは思われない。)「高野の女帝」は孝謙天皇で、天平勝宝(七五三)は、万葉集最後の歌の作られた天平宝字三年(七五九)に先だつこと六年である。諸兄説の難点とされるのは、かように万葉集が撰定年月とされる天平勝宝五年より少くとも数年後の歌を含むこと、また諸兄は天平宝字元年、すなわち万葉集の最後の歌の作られた時期より三年先だつて世を去つてゐることである。しかしこれは榮華物語に天平勝宝五年とあるのを奉勅または着手の時期とみれば解決できるので、これらの理由から諸兄説を否定してかかるのは輕率といわねばならない。それに右の記事には左大臣橋卿諸卿大夫等集りて云々とあるのも注意する必要がある。諸兄が単独でゐるのではなく、「諸卿大夫等」とともに撰んだとあるのである。社会的地位から諸兄が代表として名が挙げられてい

るのであるが、事にあたつたのは諸卿大夫等というわけなのであろう。当時に於ける古典の編纂事情から考えて、当然あり得べきことである。後世はこれを單純化して橋諸兄勅撰説と呼んでゐるのであるが、資料批判には慎重を期したい。勅撰というのは記事の書きぶりから推定されるにすぎず、勅撰と明記してあるわけではない。また諸兄が単独で撰んだとすると、宰領したとみるのでは實際問題として相当な距離が考えられる。

なを諸兄を撰者として考えるにしても、万葉集の編纂が諸兄に始まるとみるべきか卷一・卷二を諸兄の勅撰とみる説もある、それ以前から始つていて、諸兄が後を受けたとみるべきかが、問題である。自分は後説を採りたいのであるが、これについては後に触れる。考察の順序として諸兄の生涯の輪郭や作歌経歴、諸兄と当時の歌壇との交渉についてまず考えてみよう。

三

万葉古義附載の万葉集人物伝によつて履歴をみると、葛城王の條に、

統紀に、元明天皇和銅三年春正月壬子朔戊午、授無位葛木王從五位下、元正天皇養老元年正月乙巳、從五位上、五年正月壬子、正五位下、七年正月丙子、正五位上、聖武天皇神龜二年二月壬子、從四位下、天平元年三月甲午正四位下、九月乙卯、為左大辨、二年九月丙子、任載造司監、本官如故、三年八月丁亥、詔、依諸司舉、擢左大

辨正四位下葛城王等六人、並為參議、四年正月乙巳甲朔子、從三位、八年十一月壬辰、詔曰、一依表賜橋宿禰、九年九月己亥、從三位橋宿禰諸兄為大納言、十年正月庚午朔壬午、授正三位、拜右大臣、十一年正月甲午朔丙午、從二位、十二年十一月甲辰、正二位、十五年五月癸卯、從一位左大臣、十八年四月丙戌、兼太宰帥、孝謙天皇勝宝元年四月甲午朔丁未、正一位、二年正月庚寅朔乙巳、賜朝臣姓、同八才（七年、改年為才）二月丙戌、致任、天平宝字元年正月庚戌朔乙卯、前左大臣正一位橋朝臣諸兄薨、大臣、贈從二位栗隈王之孫、從四位下美努王之子也、と見えたり、（和泉志に、前左大臣橋朝臣諸兄墓、在泉南那久米田村、藤原植通公、詣此詠和歌曰、橋の香をなつかしみ来て見れば実さへ花さへ跡さへもなし）とある。歿年は七十四才であつた。

諸兄は天武天皇の十二年（六八四）、敏達天皇の後裔に當る栗隅王の子美努王（三野公）と橋三千代との間に生れ、はじめ葛城（木）王といつた。万葉集の卷十三に三野王の死を悼んだ悲壯な挽歌が見える。三千代は縣犬養宿禰東人の女で、美努王に嫁して、諸兄と弟の佐為王を生んだが、のち藤原不比等の継室となり、橋姓を賜わつた。不比等との間に光明子（のちの光明皇后）を生む。天平五年に世を去り、正一位大夫人を贈られた。世に橋夫人という。不比等には武智麻呂、房前、宇合、麻呂の四男があり、光明子の姉宮子は文武天皇の夫人、聖武天皇の母に當る。光明子の妹の多比能は諸兄

の妻となつてゐるから、諸兄は母三千代のつながりからも、妻多比能を通して藤原氏と深い關係をもつていたのである。また光明子は聖武天皇との間に女帝孝謙天皇を生み奉つており、万葉集の編纂の進められたと思しい時代の皇室は藤原不比等一家や橋諸兄家と不可分離の關係にあつたといつてよい。さらに不比等の妹二人が（水上娘・五百重娘）天武天皇の夫人となつてゐることを考えれば、淵源は遠いことが知られる。藤原氏はこうした關係を利用して權勢を張つたのであるが、諸兄ははじめ不遇を続けている。父親の美努王は和銅元年に世を去つてゐるが、諸兄は當時まだ二十代の若冠であつたから、そうした事情にもよるのであらう。

藤原氏から敬遠された点もあるかと思ふ。和銅三年三十才近くなつてはじめて從五位下授けられ、すつと五位を續けて、聖武天皇の神龜二年四十二才になつてはじめて從四位下となつてゐる。以後は比較的順調になり、天平元年四十六才で左大辨、同三年參議翌四年從三位に叙せられた。天平八年五十三才の時、弟の佐為王と共に表文を奉つて、橋宿禰の姓を賜わり（生母橋三千代の姓を襲い、臣籍に降つたのである）。以後九年には大納言、十年正三位右大臣、十一年從二位、十二年正二位、十五年（六十才）從一位左大臣、といつた調子で、前半生と反比例して、晩年には異例の昇進を續けてゐる。これは天平八年に藤原房前、武智麻呂、宇合、麻呂、四兄弟相ついで流行病の痘瘡のため世を去つたのと因果關係があるのであらう。諸兄が藤原氏の傷手に乗じたといふより

は、四兄弟の権勢をたのみとしていた光明皇后が、彼等の歿後にはおのずと同母の兄である諸兄を引立てようとしたためかと思われる。(聖武天皇について立つた女帝孝謙天皇は光明皇后の腹である。)

三千代は長命を保つて、天平五年にはなくなり、のち正一位を贈られ大夫人とされた。諸兄がその後をつぎ、天平の政界に君臨したわけであるが、天平宝字元年(七五七)の正月に諸兄が薨じてまもなく、同年の七月には子の奈良麻呂が叛を謀り、橋氏は急に失脚することになる。ついで四年には光明皇后が世を去つてゐる。万葉集中年月を明記した最後の歌は天平宝字二年正月の作であり、以後万葉集は平安朝の初期まで影を没したようにみえる。橋氏と万葉集との間にはどうしても特殊なつながりがありそうに思うのである。

ただ諸兄が世間的に頭角をあらわしたのは天平以後であり、万葉集の編纂は天平以前から着手されている様に考えられるから、諸兄が撰者として關係したとしても編纂の当初からとは考えられず、またどの程度に關係したかも問題であろう。これらの点について吟味するに先だち、諸兄の作歌経歴や歌壇との交渉について考える必要がある。

なお諸兄には佐為王という同母の弟があつた。統日本紀によると、和銅七年従五位下を授けられ、養老五年従五位上、神龜元年正五位下、四年従四位下、天平三年従四位上、を登つて、八年諸兄とともに上表して橋宿禰の姓を賜わつてゐる。

九年正四位上となり、同年八月「中宮大夫兼右兵衛率正四位

上橋宿禰佐為卒」とある。その間養老五年には東宮近侍を命ぜられ、万葉集の左註によると、晩年内匠寮頭を勤めたこともあつたらしいが、比較的早世し、諸兄の得意時代をもほとんど見ず、自分もこれからというところで世を去つてゐる。

(つづく)

註。美努王は天武朝の功臣で書紀の天武天皇の十年の条に、「十年三月庚子朔丙戌、詔云々三野王云々、令記定帝紀及上古諸事」とあるのは、諸兄と古典編纂との關係から見て注意すべき記事である。

さらに考えるならば、万葉集卷十三は卷一・二に対する長歌拾遺篇といつた性質をもつと考えられるが、そうした性質をも卷十三がとくに三野王を悼んだ長歌を載せている事をも注意したい。

(卷十三の性質については、かつて「碧落」誌上に簡単に發表した事があるが、機会を見て稿を改めて見たく思つてゐる。)